

—— 特集2 ——

女性犯罪者の実態と処遇——令和6年版犯罪白書を読む

令和6年版犯罪白書を読んで

——ルーティン部分に関して

立正大学専任講師
山梨光貴 Koki Yamanashi

I はじめに

刑事立法の活性化は、令和に入った現在も、いささかも衰えるところがない。令和4年以降でみても、拘禁刑の創設等に関する刑法等の改正（令和4年6月）、保釈中の被告人へのGPS装置の装着に関する刑事訴訟法等の改正（令和5年5月）、性犯罪規定の整備に係る刑法等の改正（令和5年6月）などが行われている〔令和6年版犯罪白書（以下「白書」という。）35頁〕。また、令和4年4月からは特定少年に係る令和3年改正少年法等が、令和5年12月からは被害者心情等伝達制度が、それぞれ施行されている〔白書128頁、299頁〕。

このような動向のなかでも、拘禁刑と特定少年に係る法改正は、犯罪者／非行少年の処遇制度の根幹に関わる、ひととき重要な変革であり、その運用上の課題を抽出することは、刑事政策学における重要課題のひとつである。そして、そのような課題に取り組む者にとって、犯罪白書が非常に高い資料的価値を有することは、改めて指摘するまでもない。本稿では、『令和6年版犯罪白書』のルーティン部分から、拘禁刑と令和3年改正少年法に関連する図表や記述を基に、それらの運用上の課題を読み解きたい（な

お、括弧書きで「表」や「図」とある場合、令和6年版犯罪白書の図版を指す。）。

II 犯罪の減少と施設の閉庁

令和5年における刑法犯の認知件数は70万3,351件であり、前年比10万2,020件（17.0%）の増加であった〔1-1-1-1図〕。もっとも、これは、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行されたことに伴い、人の流動性が高まったことが主な理由であるとみるのが自然である〔白書コラム2〕。むしろ、犯罪の増加を放置してよいことにはならないが、同様の現象は、行動制限措置を緩和／撤廃した世界各地でみられるのであり、我が国だけが犯罪増加を経験しているわけではない¹。短期的な動向よりも、令和5年における刑法犯の認知件数が、同件数がピークを迎えた平成14年（285万3,739件）の24.6%にまで減少しているという、長期的な動向が重要である。

犯罪の長期的な減少は、受刑者の数にも影響を及ぼす。令和5年における入所受刑者の人員は1万4,085人（前年比2.6%減）で、減少に転じ始めた平成19年以降、最も少ない人数である〔2-4-2-2図〕。他方、令和5年における出所受刑者の人員は1万6,202人（仮釈放者1万211

1 山梨光貴＝柴田守「COVID-19パンデミックへの対応がもたらした機会理論の進展と被害予防策」被害者学研究33号（2024年）52頁以下。